

様式第1号（第3条関係）

令和7年11月21日

舞鶴市議会議長様

住 所 京都府舞鶴市喜多1105-40

(株)DIYSTYLE 内事務局

請求者（連絡先） 氏 名 市民オンブズマンまいづる
森本 隆 、古田徹

電話番号 090-8657-9128

行政文書開示請求書

舞鶴市情報公開条例第4条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

請求に係る行政文書の件名又は内容	令和7年8月に舞鶴市議会が舞鶴市に対して提出した、市職員による不適切な事務処理事案（ハラスメント等）に関する申し入れ書及び舞鶴市からの回答文書一式。 加えて、舞鶴市議会側が当該申し入れを行った経緯を示す資料（起案文書、協議記録、会議録、議会運営委員会資料など）一切。 さらに、舞鶴市からの回答後に市議会側が行った対応や再協議の記録、会議録、報告書、対応方針などの関連文書すべて。 なお、当該事案に関してハラスメントを受けたとされる議員名については、実名で公開を求める。
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付（送付希望の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無）
請求に係る行政文書の開示が公益上必要がある理由	本件は、市職員によるハラスメントを含む不適切な事務処理が発生しているという、住民にとって極めて重大な行政運営上の問題であり、その実態把握と原因解明、再発防止策の検証は市民の知る権利と直接関係する。 市議会が舞鶴市に申し入れを行い、協議・対応を求めた一連の経緯と内容についての透明性を確保することは、行政の説明責任を果たすうえで不可欠である。 また、被害議員の実名についても、議会活動の一環としての公務に関連するハラスメントである以上、原則として実名での開示が必要と考える。
※ 受付年月日	年 月 日
※	部 課

担当部課等	電話番号	(内線)
※備考		

(注) 「開示の方法」の欄は、該当する□にレ印を記入してください。

※印の欄は、記入しないでください。